附　則

［1～3　略］

4　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれている間においては、別表第一及び別表第三の規定の適用については、これら表中「東宮大夫」とあるのは「皇嗣職大夫」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

［1～3　同上］

［項を加える。］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日の翌日から施行する。

省　令

○文部科学省令第十八号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第二項の規定を実施するため、文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

文部科学大臣　柴山　昌彦

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条中「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（出資の認可の申請）

第二条　令別表第二の五の項第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）

二　出資に係る財産の内容及び評価額

三　出資を行う時期

四　出資を必要とする理由

五　その他文部科学大臣が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

二　出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

三　その他文部科学大臣が必要と認める書類

様式第一中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、様式第二中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改め、様式第三中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、様式第四中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、様式第五中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、様式第六中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、様式第七中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、様式第八中「第6条第1項」を「第7条第2項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。